

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(平成 29 年 4 月 4 日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 平成 29 年 4 月 4 日（金） 午後 3 時 30 分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	池 田 純	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	米 倉 薫	出	石動	大 坪 敏 博	出
2	江 口 啓 子	出	三津	中 村 康 行	出
3	高 尾 洋 子	出	大曲	柿 本 利 憲	出
4	大 澤 泰 久	出	吉田	北 島 知 典	出
6	橋 本 修 二	出	田手	山 崎 茂 人	出
7	古 川 義 國	出	豆田	大 隈 茂 次	出
8	木 下 大 学	出	箱川	岩 橋 孝 行	出
9	材 木 清 豊	出			
10	中 島 弘 美	出			
11	原 武 学	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 徳安 信之	副課長 梅野 和子 係員 田中 貴章
-----	-------------	-----------------------

5. 議事録署名委員の指名 3 番 高尾 洋子 委員 4 番 大澤 泰久 委員

6. 議 事

第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 3 号議案	農地の買受適格証明願	2 件
第 4 号議案	非農地証明願	2 件
第 5 号議案	農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申請に伴う 農業委員会の意見聴取案件	1 件
第 6 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成 29 年度 第 1 号農用地利用集積計画(案)の決定案件	43 件
第 1 号報告	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	14 件

〔開会 午後 3 時 30 分〕

- **事務局長** 皆さんこんにちは。只今より平成 29 年 4 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。
- **会長** 皆さんこんにちは。事務局体制も変わりました。皆様も 1 年が経過しました。今年は県内 14 市町が新体制に変わります。よろしくお願いします。
- **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11 名中 11 名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は 8 名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は池田会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、議事録署名委員の指名を行います。
- 3 番 高尾 洋子委員、4 番 大澤 泰久委員、議事録署名をお願い致します。
- **議長** 3 番の議題に入ります。
- | | | |
|---------|--|------|
| 第 1 号議案 | 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 | 1 件 |
| 第 2 号議案 | 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 | 1 件 |
| 第 3 号議案 | 農地の買受適格証明願 | 2 件 |
| 第 4 号議案 | 非農地証明願 | 2 件 |
| 第 5 号議案 | 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件 | 1 件 |
| 第 6 号議案 | 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成 29 年度第 1 号農用地利用集積計画(案)の決定案件 | 43 件 |
| 第 1 号報告 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書 | 14 件 |
- 以上を議題と致します。それでは早速、第 1 号議案に入ります。農地法第 3 条の説明を求めます。

- **事務局長** 1 ページをごらんください。
- 第 1 号議案 農地法第 3 条の届出について説明します。整理番号 3-1 を朗読。
- 所有権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、2 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。
- 申請地につきましては、3 ページに位置図、4・5 ページに宇図の写しを添付しております。

す。地区は〇〇地区です。説明は以上です。

○ **議長** はい、事務局の説明が終わりました。この案件は先月買受適格証明願が提出された案件です。何か質問はありませんか。

○ **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ **議長** それでは、第2号議案の5-1について説明を求めます。

○ **事務局長** 6ページをお願いします。第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請の案件5-1を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域内となっています。

農地の区分は、水管・下水管の2種類が埋設された町道で、かつ、概ね500m以内に2つ以上の医療施設が存する農地であり、第3種農地と判断されます。転用目的である一般住宅として適地と判断され申請されるものであり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、7ページに位置図、8・9ページに字図の写し、10ページに土地利用計画図、11ページに断面図、12・13ページに家屋の平面図、14ページにカーポートの図面、15ページに立面図を添付しております。説明は以上です。

○ **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員をお願いします。

○ **〇〇番（〇〇委員）** 地目田となっておりますが、野菜を栽培されております。地元生産組合長にも確認しましたが問題ないということでしたので、特別ございません。

○ **議長** はい、地元委員としても問題ないということでした。質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** 他にございませんか。他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ **議長** それでは、第3号議案の農地の買受適格証明願、整理番号証明-1の説明をお願い

いします。

○ **事務局長** 16 ページをごらんください。

第3号議案 農地の買受適格証明願、整理番号証明－1 を朗読。

この農地につきましては、現在は耕作されていない状況で、荒廃化が進んでおり、周辺には影響はないとはいえない状況です。

申請地につきましては、17 ページに位置図、18 ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

○ **議長** はい、事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。適格と認めます。

○ **議長** それでは、続きまして証明－2 の説明をお願いします。

○ **事務局長** 19 ページをごらんください。

第3号議案 農地の買受適格証明願、整理番号証明－2 を朗読。

この農地につきましても、現在は耕作されていない状況で、荒廃化が進んでおり、周辺には影響はないとはいえない状況です。

申請地につきましては、20 ページに位置図、21 ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

○ **議長** はい、事務局の説明が終わりました。私の担当地区内の申出者で、精力的に取り組まれており、面積拡大も図られている。よろしく申し上げます。

他に質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** 他にございませんか。他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。適格と認めます。

○ **議長** それでは、第4号議案 非農地証明願 証明－1 の説明をお願いします。

○ **事務局長** 22 ページをごらんください。

第4号議案 非農地証明願 証明－1 を朗読。

申請地につきましては、28 ページに位置図、29 ページに字図の写し、25 ページに地区関係者の証明書、31 ページに現況写真を添付しております。説明は以上です。

○ **議長** 関連しますので、証明－2 まで続けて説明をお願いします。

○ **事務局長** 27 ページをごらんください。

第 4 号議案 非農地証明願 証明－2 を朗読。

申請地につきましては、23 ページに位置図、24 ページに字図の写し、30 ページに地区関係者の証明書、26 ページに現況写真を添付しております。説明は以上です。

○ **議長** はい、事務局の説明が終わりました。担当委員何かございますか？

○ ○○番（○○委員） 特別ございません。

○ **議長** ○○最適化推進委員何かございませんでしょうか？

○ ○○最適化推進委員 昭和 50 年以前から竹藪になっており問題ない。よろしくお願いします。

○ **議長** 本来であれば国土調査時に山林に変えておかねばならない案件である。この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。2 件とも非農地証明をしたいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 5 号議案 農業振興地域整備計画の変更申請に伴う農業委員会の意見徴収案件についてですが、この案件は先月審議していただいた案件ですので事務局からの説明を省略して、私の方から経過を説明します。

先月の説明の中では、高低差があり第 2 種農地と見なすという説明がされていましたが、この程度の高低差で分断と見なすのはおかしいとして再説明を求めています。

その後佐賀県農山漁村課から説明があり、高低差の高さの明確な定義はないが 30cm 程度では分断とは見なさない。但し、北側及び南側を宅地、西側を町道及び水路や宅地と 3 方向を囲まれており、第 2 種農地と見なすという見解が示されました。

県が第 2 種農地と判断した以上は、町農業委員会としても第 2 種農地と判断せざるを得ないと考えております。

○ **事務局** 会長の説明に補足しますと、宅地及び道路等で 3 方向を囲まれている場合は第

2種農地とするという県の基準があるという説明を受けました。前回の意見の中で、ここを認めてしまうと東側の農地まで宅地化が進んでしまうのではないかという意見が出ました。県の見解としましては、東側の町道では分断と見なせないため、3方向の分断とはいえ、今回の案件とは考えが異なるという回答を得ております。

- **議長** 皆様から質問等はありませんか？ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。町へはやむを得ないという趣旨の意見書を提出したいと思います。

- **議長** それでは、第6号議案 農用地利用集積計画集計表の説明をお願いします。

- **事務局長** 57ページをごらんください。

第6号議案 農用地利用集積計画集計表について説明します。案件としましては、新規が13件で、再設定が30件で計の43件があがっております。田が80筆、畑0筆で田の面積が187,322㎡で、畑が0㎡となり、計の80筆、面積が187,322㎡です。

次に59ページをお願いします。利用権設定の前回までの累計面積4,439,419.24㎡、今回解約面積195,037㎡、今回計画分187,322㎡、現在の累計4,431,704.24㎡となっております。農用地利用集積計画については以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。利用権設定関係で、質疑のある方はお願いします。ございませんか。特にご質疑もないようでございます。この案件に対して賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員挙手です。申請どおり認めていきたいと思います。

- **議長** それでは、第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてでございます。14案件続けて説明をお願いします。

- **事務局長** 60ページをお願いします。

第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認合意解約ー1～14を朗読。
以上14件となっております。説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。合意解約の報告となっております。皆さん担い手

への幹旋についてもよろしくお願いします。

○ **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。

これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午後 5 時 00 分